

社会福祉法人 尾道さつき会

尾道福祉専門学校学則

尾道福祉専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に則り、介護福祉に関する専門的知識及び技術を教授すると共に、地域福祉の向上を目指した教育を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は尾道福祉専門学校という。

(位置)

第3条 本校は広島県尾道市久保町1760番地1に置く。

第2章 課程、修業年限及び学生定員等

(課程等)

第4条 本校の課程、修業年限及び定員は次のとおりとする。

(1) 課程、学科、修業年限及び定員等

課程名	学科名	昼夜別	修業年限	学年定員	総定員	総学級数
教育・社会福祉専門課程	介護福祉科	昼	2年	40名	80名	2クラス 男女

2 本校に在学できる期間は、就業年限の倍数年を超えることはできない。ただし、休学期間はこれに算入しない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(学期)

第6条 本校の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月下旬まで（各年度の曜日により変動する）

後期 9月下旬から3月31日まで（各年度の曜日により変動する）

(休業)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長が必要があると認める場合には、休業日を変更することがある。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 夏期休業日 8月中旬から9月中旬まで

(4) 冬期休業日 12月下旬から1月上旬まで

(5) 春期休業日 3月中旬から3月下旬まで

第4章 入学、転学、退学及び休学等

(入学資格)

第8条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者または入学年の3月に高等学校を卒業見込みの者
- (2) 外国において学校教育における12年間の課程を修了した者で18歳に達した者
- (3) 文部科学省の行う大学入学資格を認定する制度に合格した者
- (4) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程で、文部科学大臣が指定した学校を修了した者
- (5) その他高等学校を卒業した者と同等の学力があると認められる者で、18歳に達した者

(入学許可)

第9条 入学を希望する者には選考を行い、入学を許可する。

(出願手続)

第10条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書に入学検定料を添えて出願しなければならない。

(入学手続)

第11条 入学許可を受けたものは、すみやかに所定の書類に入学金を添え提出しなければならない。

2 前項に定める手続が所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学及び退学)

第12条 転学または退学しようとする者は、その事由を明らかにして校長の承認を得なければならない。

(休学・復学)

第13条 学生が疾病、その他やむを得ない事由によって休学しようとする場合は、診断書その他事由を明らかにする書類を添えて、校長の承認を受けなければならない。

2 休学の期間は、学期単位で認める。休学期間は最長2年とし、これを超える場合は退学しなければならない。

3 第1項の規定により休学中の者が復学しようとするときは、その事由を明らかにして届けることにより復学することができる。

第5章 授業の科目、授業時間、学習の評価及び卒業等

(授業科目及び授業時間数)

第14条 本校の授業科目及び授業時間数は別表Ⅰのとおりとし、卒業までに履修させる授業時間数は別表Ⅰに記載した各学科の授業時間数とする。

(入学前の既履修科目の認定)

第14条の2 他の介護福祉士養成施設において履修した科目は、学生からの申請に基づき、個々の既習の学習内容を当該他の養成施設のシラバス等により評価し、本校の教育内容に相当するものと認められる場合には、総授業時数の2分の1以内で、本校における授業科目の履修に代えることができる。

2 他資格に係る養成を行う学校等において履修した科目は、学生からの申請に基づき、個々の既習の学習内容を当該学校等のシラバス等により評価し、本校の教育内容に相当するものと認められる場合には、介護の領域に係る授業科目を除き、本校における授業科目の履修に代えることができる。

3 前2項により、本校における授業科目の履修に代えることができる授業時数は、合わせて本校教育課程の修了に必要な総授業時数の2分の1以内とする。

4 入学前の既履修科目認定の具体的な取り扱いについては、専修学校設置基準（昭和51年1月10日文部省令第2号）の定める範囲によるものとする。

(始業及び終業の時刻)

第15条 本校の始業及び終業の時刻は午前9時40分から午後4時50分とする。

(成績評価)

第16条 授業科目の成績評価は、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2（ただし、介護実習については5分の4）に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(課程修了の認定)

第17条 前条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、以下の条件をすべて満たした者は、課程を修了したと認め、卒業証書を授与する。

- (1) 各学科で規定された科目をすべて修了している
- (2) 日本介護福祉士養成施設協会主催の「学力評価試験」に合格している
- (3) 所定の期日までに必要な学費を完納している

(称号の授与)

第18条 前条により、教育・社会福祉専門課程の各学科を修了した者には専門士（教育・社会福祉課程）の称号を授与する。

第6章 教職員組織

(教職員組織)

第19条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 専任教員 関係法令の規定数以上
- (3) 講師 若干名
- (4) 事務職員 若干名
- (5) 学校医 1名

2 校長は校務を統括し、所属職員を監督する。

第7章 授業料、入学金、入学検定料、その他の納付金

(授業料等)

第20条 授業料、入学検定料、その他の納付金は別表Ⅱのとおりとする。

2 入学前に本校が実施する「特待生試験」に合格した者は校長の認める相当額の授業料を減免する。ただし、学年終了時に再審査を行い、特待生にふさわしくないと判断した場合には、特待生としての減免を取り消すか、または、減免額を変更することがある。

(納入)

第21条 学生がその在籍中は、出席の有無に係わらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

(滞納)

第22条 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料を6か月以上滞納し、納入の見込が無いときは、退学を命ずることがある。

(納入金の不還付)

第23条 すでに納入した授業料、入学金、入学検定料、その他の納付金は、原則として返還しない。

2 学生が退学または休学を許可された場合または退学を命ぜられた場合においても、その学年における授業料等は納入しなければならない。

第8章 賞 罰

(表彰)

第24条 学生がその成績、性行とも優れ、他の模範となるときは、表彰することがある。

(懲戒処分)

第25条 学生がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分に反する行為のあった時は、懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力が著しく劣り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、出席が常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 健康診断等

(健康診断)

第26条 学校保健法第6条の規定に基づき、健康診断を毎年1回別に定めるところにより、実施する。

第10章 付帯事業

(付帯事業)

第27条 本校は必要に応じ、付帯事業を行うことがある。付帯事業に関し必要な事項は別に定める。

第11章 学生便覧

(学生便覧)

第28条 本学則の施行細則として「学生便覧」を作成し、施行する際には、これを使用する。

付 則

この学則は、平成22(2010)年4月1日から施行する。

この学則の改正は、平成23(2011)年4月1日から施行する。

この学則の改正は、平成24(2012)年4月1日から施行する。

この学則の改正は、平成25(2013)年4月1日から施行する。

この学則の改正は、平成26(2014)年4月1日から施行する。

この学則の改正は、平成26(2014)年10月1日から施行する。

この学則の改正は、平成27(2015)年4月1日から施行する。

この学則の改正は、平成28(2016)年4月1日から施行する。

この学則の改正は、平成29(2017)年4月1日から施行する。

この学則の改正は、平成30(2018)年4月1日から施行する。

この学則の改正は、令和2(2020)年4月1日から施行する。

この学則の改正は、令和3(2021)年4月1日から施行する。

この学則の改正は、令和6(2024)年4月1日から施行する。

別表Ⅰ 授業科目及び授業時間数

領域	教育内容 (時間数)	開講科目名称	時間数
人間と社会	人間の尊厳と自立 (30)	人間の尊厳と自立	30
		計	30
	人間関係と コミュニケーション (60)	人間関係とコミュニケーションⅠ	30
		人間関係とコミュニケーションⅡ	30
		計	60
	社会の理解 (60)	生活と福祉	30
		社会保障制度の理解	30
		計	60
	人間と社会に関する 選択科目(120)	手話	30
		総合介護福祉論	30
		情報処理	30
		地域福祉実践論	30
		計	120
	人間と社会 合計		
介護	介護の基本 (180)	介護の基本Ⅰ	60
		介護の基本Ⅱ	60
		生活の快支援論	60
		計	180
	コミュニケーション技術 (60)	介護のコミュニケーションⅠ	30
		介護のコミュニケーションⅡ	30
		計	60
	生活支援技術 (300)	生活支援技術Ⅰ	60
		生活支援技術Ⅱ	60
		生活支援技術Ⅲ	120
		生活支援技術Ⅳ	60
		計	300
	介護過程 (150)	介護過程の基礎	60
		介護過程の実践	60
		介護過程とチームアプローチ	30
		計	150
	介護総合演習 (120)	介護総合演習Ⅰ	30
		介護総合演習Ⅱ	30
		介護総合演習Ⅲ	30
		介護総合演習Ⅳ	30
計		120	

	介護実習 (450)	介護実習Ⅰ－①	96
		介護実習Ⅰ－②	96
		介護実習Ⅰ－③	72
		介護実習Ⅱ	192
		(介護実習Ⅰの計)	264
		(介護実習Ⅱの計)	192
		計	456
介護 合計		1,266	
こころとからだ のしくみ	発達と老化の理解 (60)	発達と老化の理解Ⅰ	30
		発達と老化の理解Ⅱ	30
		計	60
	認知症の理解 (60)	認知症の理解Ⅰ	30
		認知症の理解Ⅱ	30
		計	60
	障害の理解 (60)	障害の理解Ⅰ	30
		障害の理解Ⅱ	30
		計	60
	こころとからだの しくみ (120)	こころとからだのしくみⅠ	30
		こころとからだのしくみⅡ	60
		こころとからだのしくみⅢ	30
		計	120
こころとからだのしくみ 合計		300	
医療的ケア	医療的ケア (50)	医療的ケアⅠ	30
		医療的ケアⅡ	30
		医療的ケアⅢ	30
		計	90
医療的ケア 合計		90	
合計		1,926	

別表Ⅱ 介護福祉科校納金（単位：円）

入学検定料 20,000円

	1 年 次	2 年 次
入 学 金	100,000	—
授 業 料	800,000	840,000
合 計	900,000	840,000

※ 授業料には施設費・実習費が含まれる。ただし、教科書代、実習服、保険料、施設実習における交通費などは含まない。